

埼玉県立大学研修生規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 9 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成 22 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 82 条の規定に基づき、埼玉県立大学研修生（以下「研修生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(受入の時期)

第 2 条 研修生の受入れの時期は、学年の始めとする。

2 研修生の研修期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、研修生を派遣する団体等からの申出に基づき、1 年を超えない範囲で研修期間を延長することができる。

(派遣の出願手続)

第 3 条 研修生を派遣しようとする団体等は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- 一 研修生派遣願
- 二 研修生調書
- 三 健康診断書
- 四 その他学長が必要と認める書類

(受入者の選考)

第 4 条 研修生の受入れにあたっては、別に定めるところにより、選考を行う。

(受入手続及び受入許可)

第 5 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する受入れ手続を完了した者については、学長が受入れを許可する。

(指導教員)

第 6 条 学長は、研修生の指導教員を定めるものとする。

(研修生証)

第 7 条 研修生には、研修生証を交付する。

2 研修生は、研修生証を常に所持しなければならない。

(研修料等)

第 8 条 研修生又は研修生を派遣する団体等は、研修料を納付しなければならない。

2 研修生の研修料の徴収は、公立大学法人埼玉県立大学授業料等に関する規程（平成 22 年規程第号）の定めるところによる。

3 研修料のほか、実験、実習又は実技に要する経費は、研修生又は研修生を派遣する団体等の負担とする。

(研修の方法)

第 9 条 研修生は、指導教員の指導のもとに、本学の施設又は設備を利用することができる。

2 指導教員は、研修生に対する指導上必要と認めるときは、他の教員との協議に基づき、他の学生の教育に支障のない範囲において、当該他の教員の担当する授業科目を研修生に受講させることができる。

(修了証明書)

第 10 条 学長は、研修生が指導教員の指導のもとに研修の成果を提出したときは、修了証明書を交

付することができる。

(受入許可の取消)

第 11 条 研修生が本学の学則又は諸規程に違反したとき又は研修生としての本分に反したときは、学長は、第 5 条第 2 項の規定による許可を取り消すことができる。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、研修生については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。